

奈良教育大学学位規則に関する細則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成20年3月14日規則第22号

改正 平成20年7月24日規則第67号

(目的)

第1条 この細則は、奈良教育大学学位規則（平成16年奈良教育大学規則第281号。以下「学位規則」という。）第10条の規定に基づき、その運用に関し必要な事項を定める。

第1款 修士課程

(学位論文等の提出期限及び題目の提出)

第2条 学位規則第2条に規定する学位論文等の提出期限は、1月20日午後5時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後5時までとする。

2 研究指導教員の認める理由により期限までに学位論文等を提出しなかった者及び学位論文等の審査に合格しなかった者は、翌年度の8月20日午後5時までに学位論文等を提出することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 学位論文等を提出しようとする者は、奈良教育大学大学院修士課程に1年以上在学し、15単位以上を修得して、9月30日までに、研究指導教員の承認を得て、その題目を学長に届け出なければならない。

(学位論文等の審査請求届の提出期限)

第3条 学位論文等の審査を受けようとする者は、12月10日までに審査請求届を学長に提出しなければならない。ただし、前条第2項に規定する者は、翌年度の6月10日までとする。

(最終試験の実施期日)

第4条 学位規則第3条第5項に規定する最終試験は、2月14日までに行う。ただし、第2条第2項の定めるところにより学位論文等を提出した者については、翌年度の9月10日までに行う。

第2款 専門職学位課程

(学位研究報告書の提出期限及びテーマの提出)

第5条 学位規則第2条の2に規定する学位研究報告書の提出期限は、1月

20日午後5時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後5時までとする。

2 指導教員の認める理由により期限までに学位研究報告書を提出しなかった者及び学位研究報告書の審査に合格しなかった者は、翌年度の8月20日午後5時まで学位研究報告書を提出することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 学位研究報告書を提出しようとする者は、奈良教育大学大学院専門職学位課程に1年以上在学し、25単位以上を修得して、9月30日までに、指導教員の承認を得て、そのテーマを学長に届け出なければならない。

(学位研究報告書の審査請求届の提出期限)

第6条 学位研究報告書の審査を受けようとする者は、12月10日までに審査請求届を学長に提出しなければならない。ただし、前条第2項に規定する者は、翌年度の6月10日までとする。

(最終試験の実施期日)

第7条 学位規則第3条の2第3項に規定する最終試験は、2月14日までに行う。ただし、第6条第2項の定めるところにより学位研究報告書を提出した者については、翌年度の9月10日までに行う。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第22号)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第67号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。